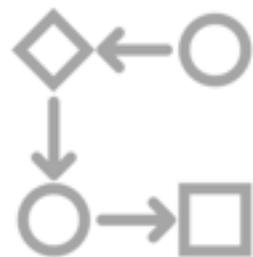


Ⅲ クロスコンプライアンス要件の確認フロー

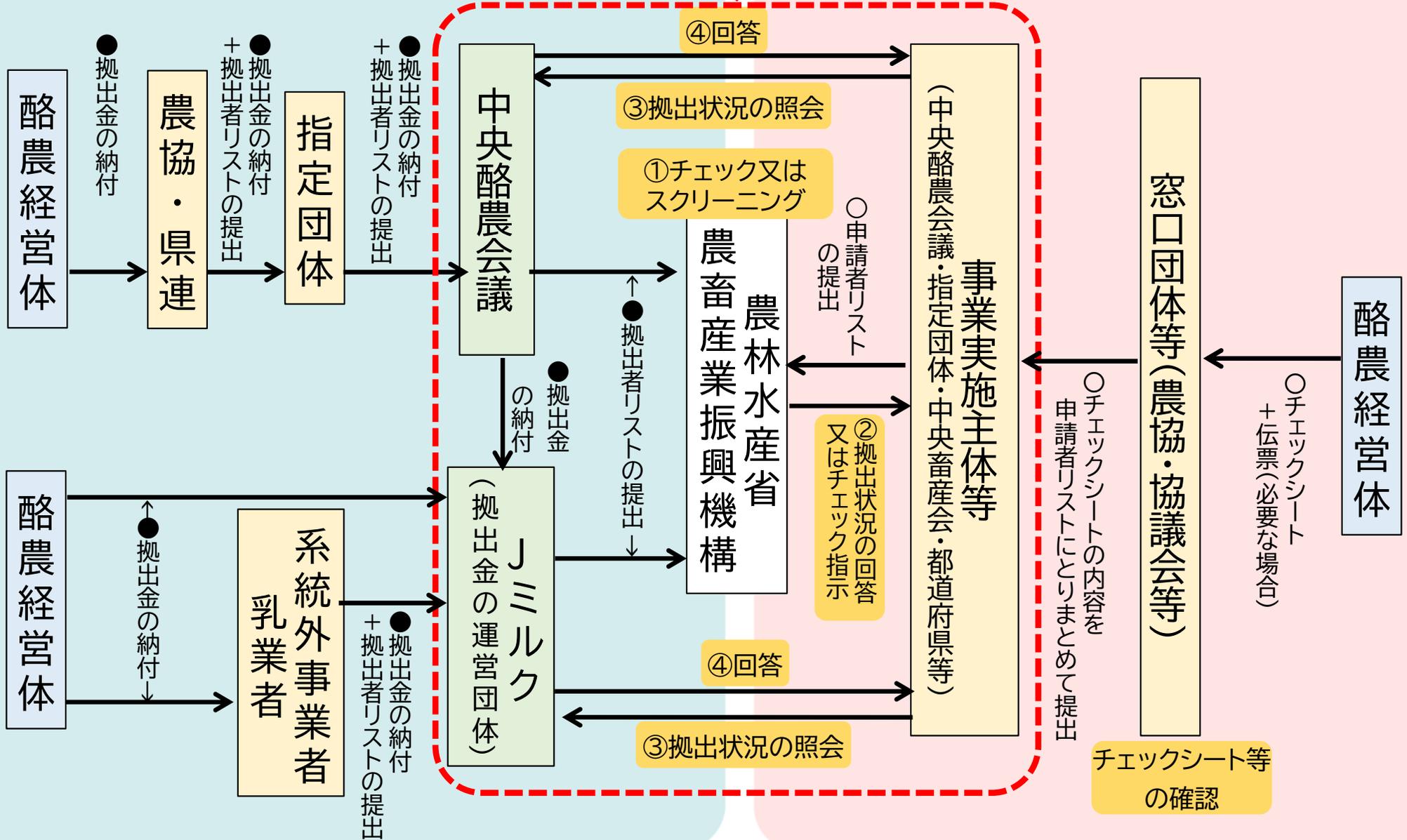


生乳需給クロスコンプライアンスの要件の確認フロー

拠出金納付上の手続き

連携して事業申請者の拠出状況を確認

補助事業上の手続き



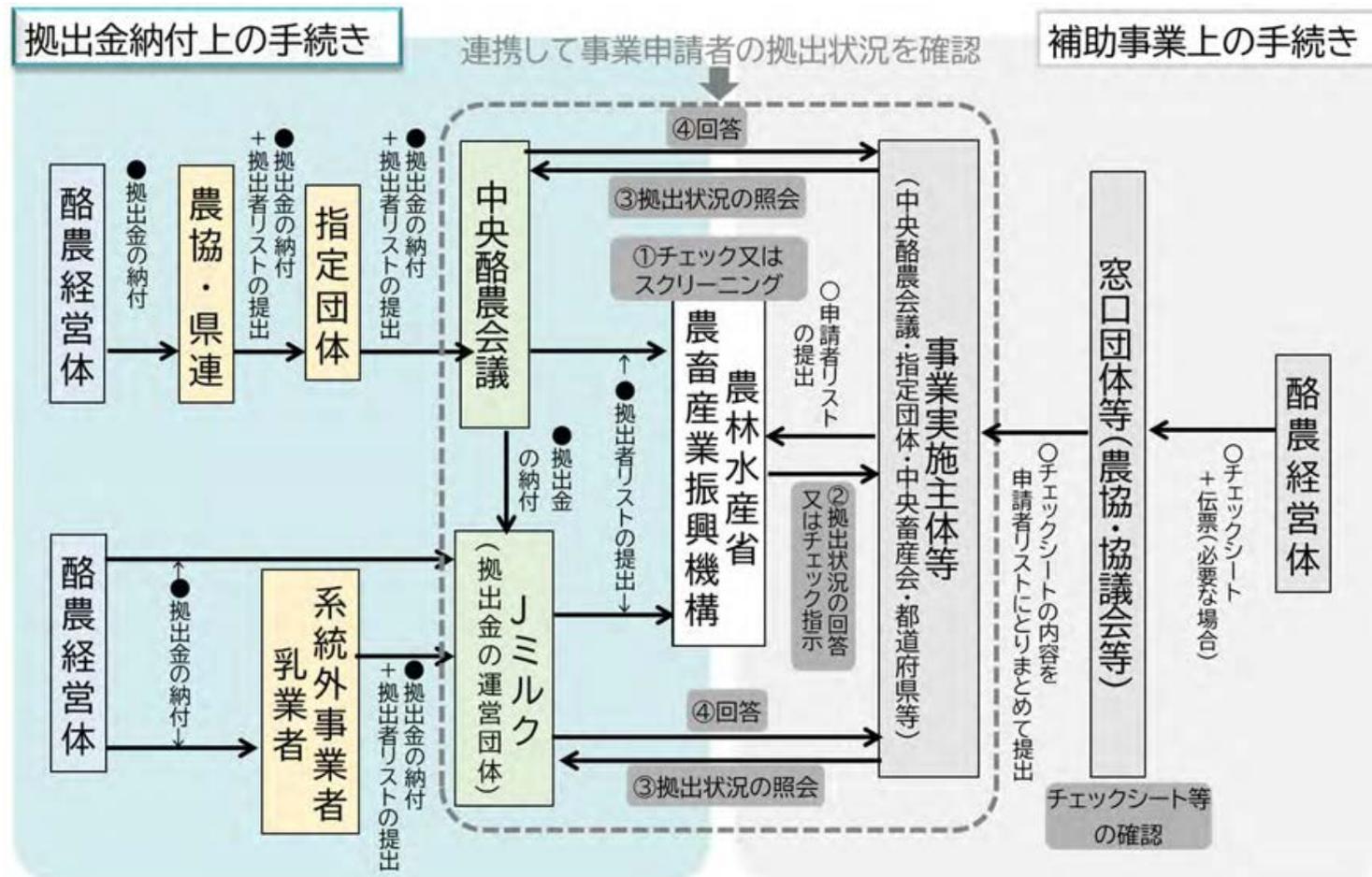
Ⅲ－1 拠出金納付上の手続き



- 生産者の方は**P24**へ
- 農協・県連・指定団体の方は**P26**へ
- 系統外事業者・乳業者の方は**P27**へ

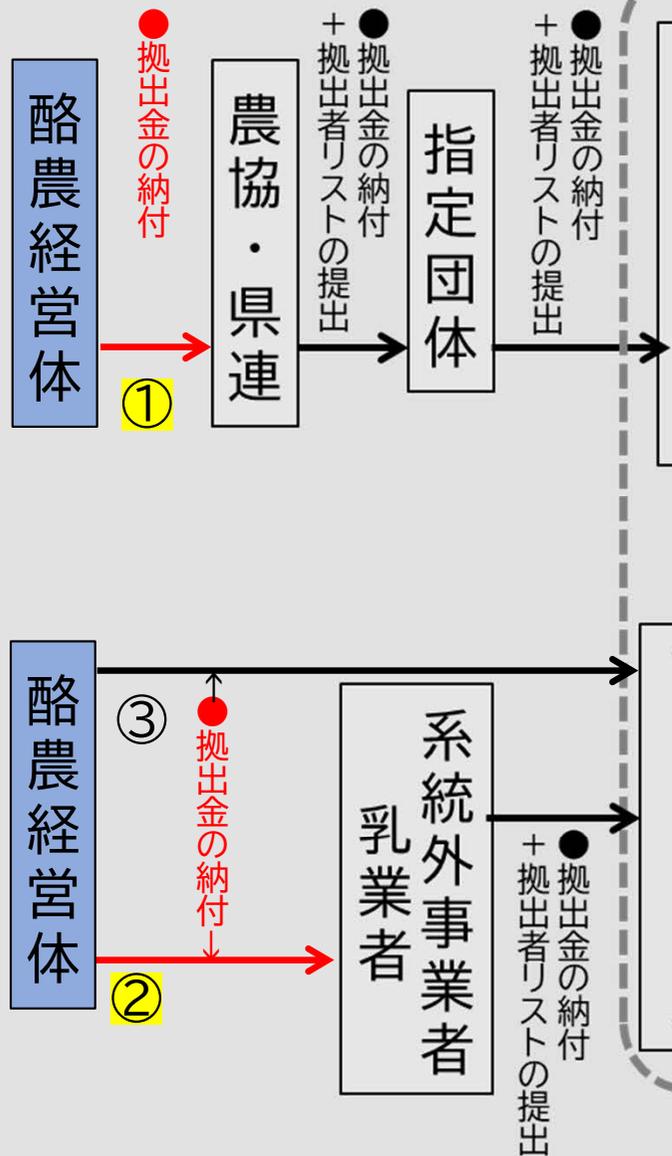
クロスコンプライアンスによる確認フローのうち 拠出金納付上の手続き

- クロスコンプライアンスによる確認フローのうち、拠出金納付上の手続きについて、それぞれの段階でどのような手続きが必要となるか、Jミルクの要領等に即して説明します。



拠出金納付上の手続き(酪農経営体)

拠出金納付上の手続き



酪農経営体

① 指定団体を通じて納付する場合

- ・指定団体等が定める方法により拠出の手続きを執ってください。
- ・拠出金は乳代から控除されるため、酪農経営体が拠出金の納付手続きを執る必要はありません。

② 系統外事業者、乳業者に納付する場合

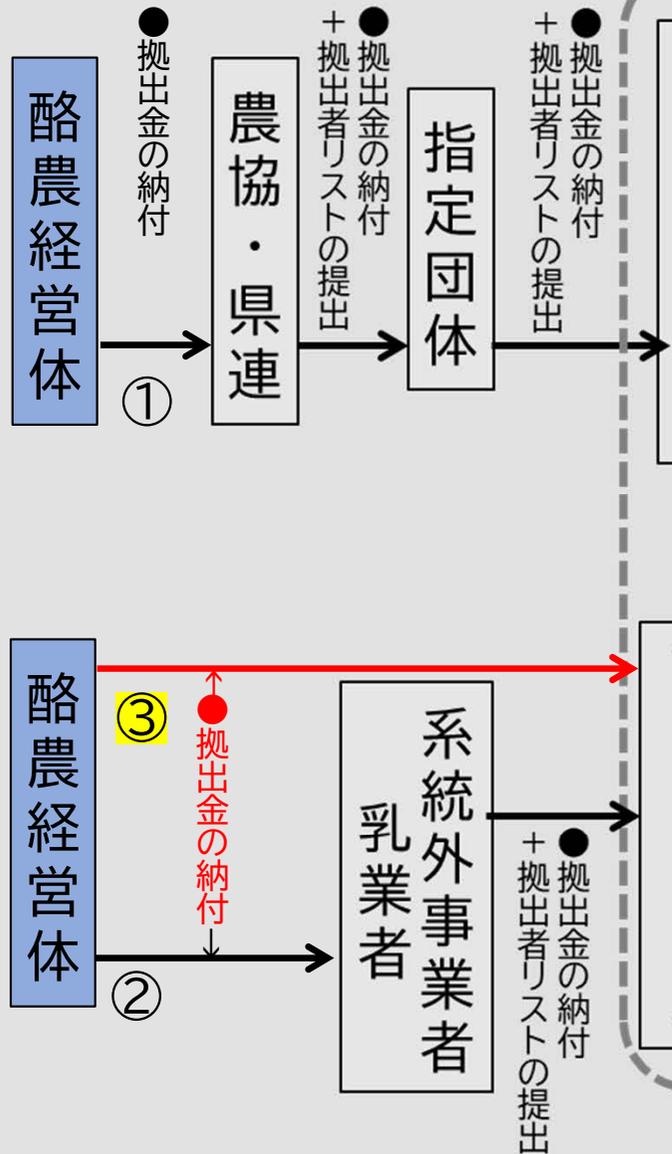
- ・取引先の事業者を通じて、Jミルクへ拠出の同意書を提出してください(Jミルク要領 別紙1)。
- ・取引先の事業者へJミルクへの拠出金の納付を委託できるか、当該事業者への拠出金の納付方法(控除するか、別に納付するか)は、事業者にお問い合わせください。

※ 拠出金は、酪農経営体が負担することが原則ですが、事業者が立替払や第三者納付(肩代わり)する場合でも、当該酪農経営体が納付したものとみなすことができます。

(手続きの詳細はJミルクへお問い合わせください。)

拠出金納付上の手続き(酪農経営体)

拠出金納付上の手続き



酪農経営体

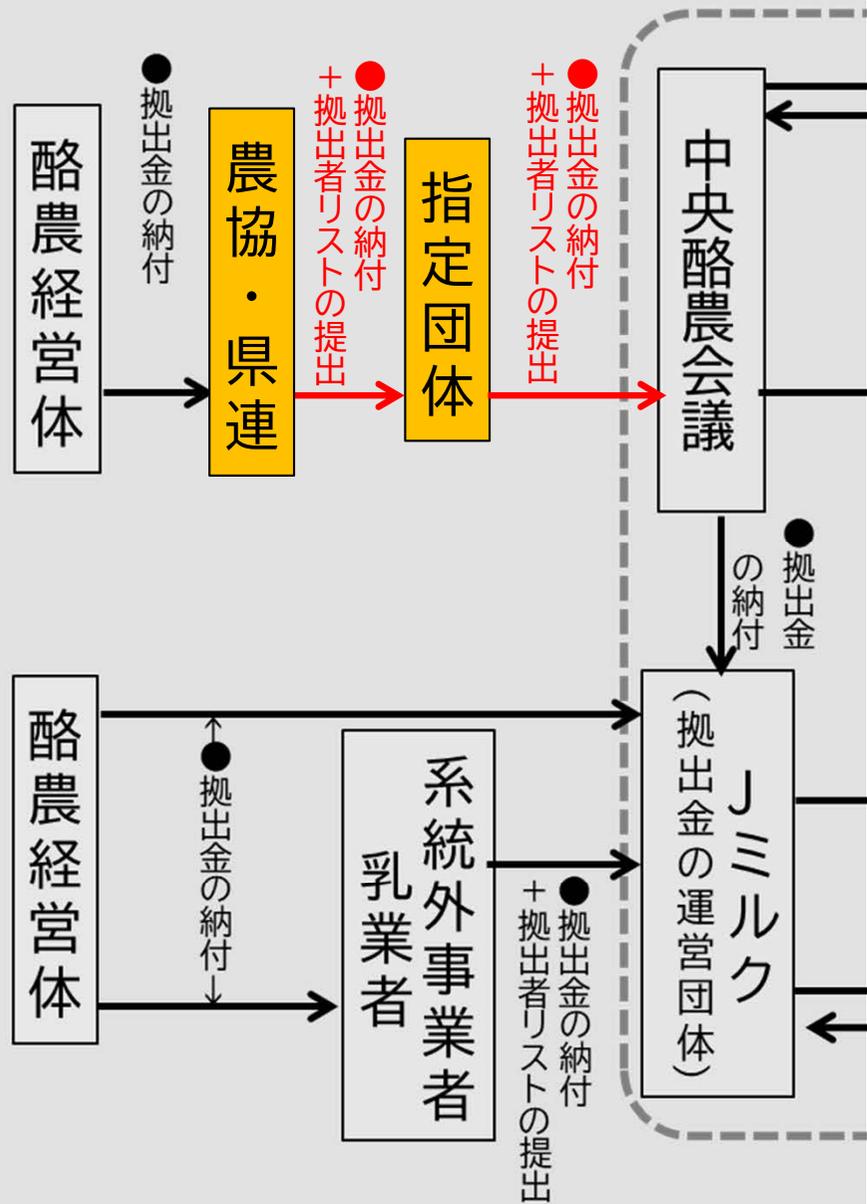
③ Jミルクに直接拠出金を納付する場合

- 1 Jミルクに直接同意書を提出してください(Jミルク要領別紙1)。
- 2 毎月、Jミルクと取引乳量の確認を行うとともに拠出金を納付してください。(Jミルク要領 別紙様式1)

(手続きの詳細はJミルクへお問い合わせください。)

拠出金納付上の手続き(農協・県連・指定団体)

拠出金納付上の手続き



農協・県連 (酪農経営体との生乳取引の窓口)

- 1 酪農経営体の情報を、**拠出者リスト**にとりまとめて、**指定団体に提出**してください。(Jミルク要領に準じて指定団体等が別に定める様式)
- 2 拠出金は、乳代から控除されます。

指定団体

- 1 農協等から提出された**拠出者リスト**をとりまとめて、**中央酪農会議に提出**してください。(Jミルク要領に準じて指定団体等が別に定める様式)
- 2 酪農経営体の**拠出金を中央酪農会議に納付**してください。

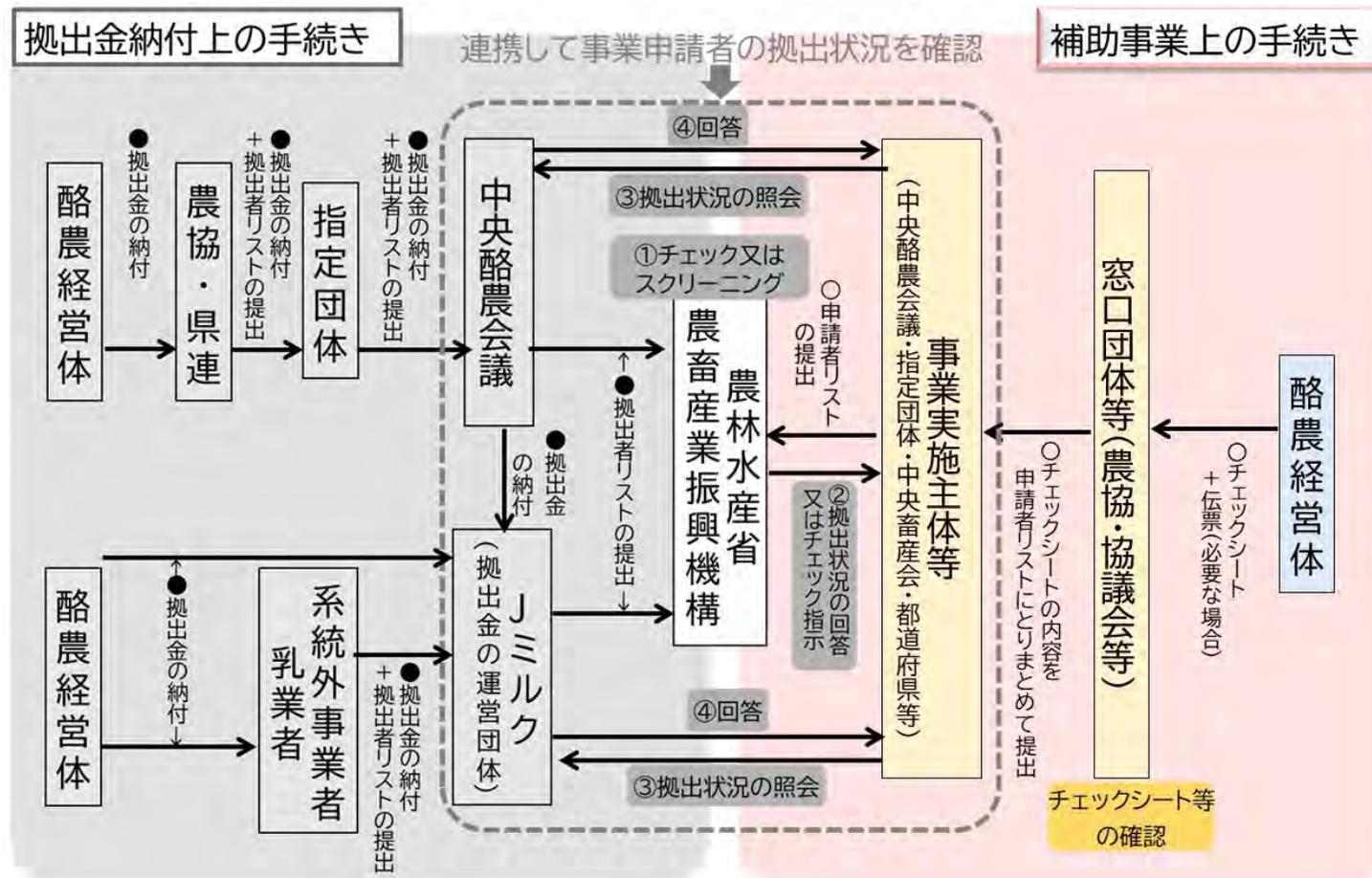
Ⅲ－２ 補助事業申請上の手続き



- 生産者の方は**P30**へ
- 窓口団体(農協・協議会等)の方は**P35**へ
- 事業実施主体の方は**P37**へ

クロスコンプライアンスによる確認フローのうち 補助事業上の手続き

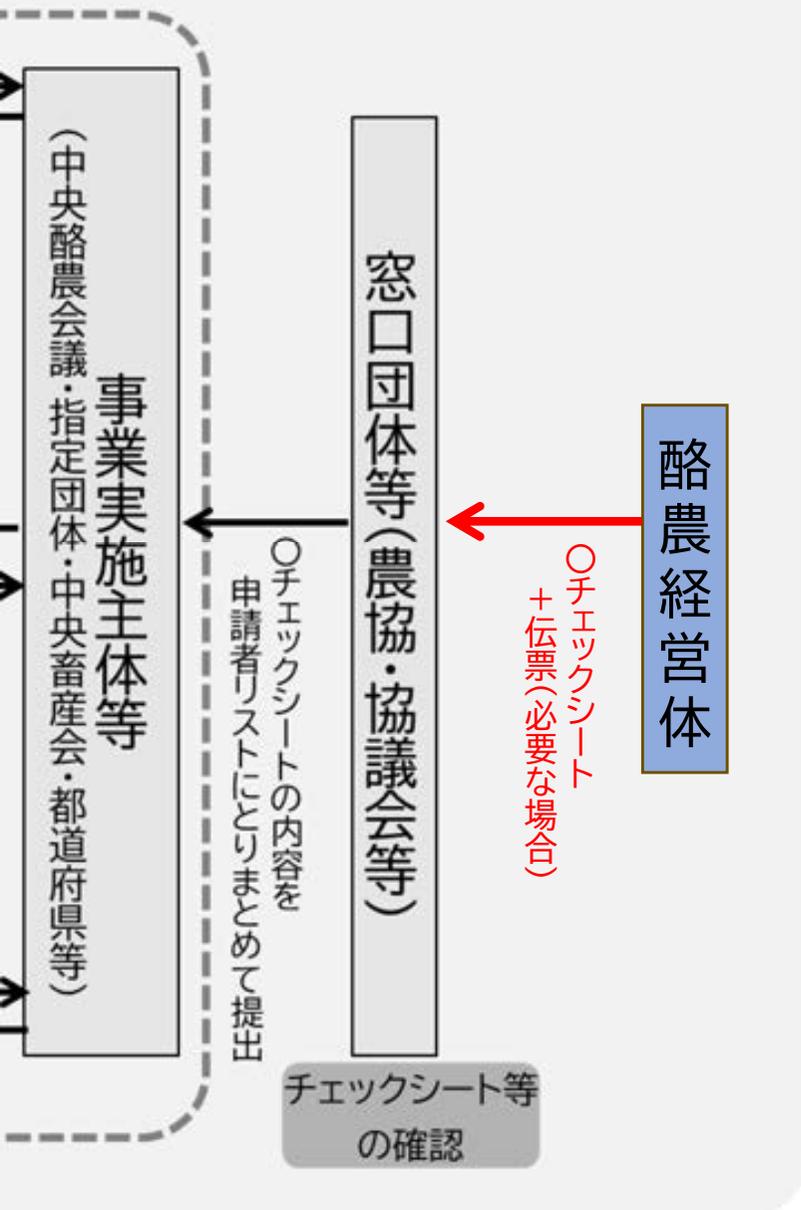
- クロスコンプライアンスによる確認フローのうち、補助事業上の手続き部分について、それぞれの段階でどのような手続きが必要となるかを説明します。



補助事業申請時に必要な手続き(酪農経営体)

補助事業上の手続き

状況を確認



酪農経営体

- 1 「チェックシート」に必要事項を記入し、補助事業の窓口団体等(単位農協・協議会等)に提出してください。
次のページでチェックシートの記載例を説明します
 - 2 窓口団体等から、「確認資料」の全て又は一部を提出するよう求めがあった場合、その資料を提出してください。
【確認資料】
 - ①生乳の生産量
 - ②自ら取引した数量
 - ③経産牛頭数が分かる資料
 - ④全ての取引乳量に基づき拠出金を納付していることが分かる資料
- ➡ この資料提出依頼を拒否した場合、要件を満たしていないと判断されます

(窓口団体向け)

拠出実績は「拠出者リスト」及び「申請者リスト」に基づき確認するため、農林水産省や事業実施主体等から求めがない限り、確認資料の提出を求めません。

拋出実績のデータと突合するために必要な情報です。誤った内容で記載した場合、拋出金の納付状況の確認を正確に行うことができず、要件を満たしていないと判断される場合がありますのでご注意ください。

① 対象となる事業名を記載してください(正式名称でなくても良いですが、判別できる事業名を記載してください。畜産クラスター事業については施設整備事業か機械導入事業か区別して書いてください。)

② 半角10桁で記載してください。

③ 姓と名の間は全角スペースを入れて下さい。株式会社、有限会社などは(株)(有)などと略さないでください。

④ 半角英数字、ハイフンありで記載してください。

⑤ 都道府県名から記載してください。数字は「全角」のアラビア数字としてください。

⑥ 記入できる時点で最新のものを記載してください。その際、いつ時点のものかも記載してください。

複数牧場がある場合は、合計値を記載してください。

【表面】 生乳需給安定クロスコンプライアンスに係るチェックシート

1 申請者(酪農経営体)の情報

ア 申請年月日	令和〇年〇月〇日
イ 申請する補助事業名	〇△×□事業 ①
ウ 個体識別情報システムの農家コード (複数牧場がある場合は「、」で区切って全て記載)	0123456789 ②
エ 申請者名(法人の場合は法人名を記載)	農林 太郎 ③
オ 代表者の役職・氏名 (上記と同様の場合は省略可)	
カ 郵便番号	100-8950 ④
キ 住所 (複数牧場がある場合には代表の住所を記載)	東京都千代田区霞が関1丁目2番1号 ⑤
ク 経産牛飼養頭数(令和7年3月末)	60頭 ⑥
ケ 補助事業申請月の3か月前の 全取引乳量(kg)(令和7年3月分)	50,000kg ⑥

【指定団体のみに出荷している場合】

2 生産した生乳の取引先

コ 指定生乳生産者団体に全量又は一部を取引

サ 指定生乳生産者団体以外の事業者^①に全量又は一部を取引

「サ」にチェックした方は、以下の記入欄に取引先事業者名を回答ください。

(複数ある場合は「、」で区切って全て記載してください)

シ ^②

ス 自家加工等^③に全量又は一部を使用

※自家加工又は地域の六次産業化の取組、子牛哺育を指し、使用量は取引乳量には含めません

① 指定団体のみに出荷している場合、**ここだけにチェック**してください。

② 指定団体のみに出荷している場合、この欄は**使用**しません。

③ 自家加工等に取り組んでいる場合は**チェック**してください。

【複数の事業者に出荷している場合】 (記載例は指定団体とそれ以外の事業者へ出荷している場合)

2 生産した生乳の取引先

コ 指定生乳生産者団体に全量又は一部を取引

サ 指定生乳生産者団体以外の事業者^①に全量又は一部を取引

「サ」にチェックした方は、以下の記入欄に取引先事業者名を回答ください。

(複数ある場合は「、」で区切って全て記載してください)

シ ^② ○○農業協同組合連合会、株式会社クロコン、株式会社ノースイ

ス ^③ 自家加工等^③に全量又は一部を使用

※自家加工又は地域の六次産業化の取組、子牛哺育を指し、使用量は取引乳量には含めません

① 指定生乳生産者団体とそれ以外の事業者の**両方**に出荷している場合、**「コ」と「サ」**にチェックしてください。

② 出荷先を、**指定団体も含めてすべて**記載してください。

③ 自家加工等に取り組んでいる場合は**チェック**してください。

※地域の六次産業化の取組による生乳販売は、「サ」及び「シ」の取引先事業者^①に含めず、「ス」自家加工等にのみ含めてください。

「拠出意思」のクロコンのチェックシート（対象補助事業①～④）

【裏面】

3 確認事項（チェックボックスにチェックしてください。）

① 下記の酪農関係補助事業又はこれらと類似の補助事業が継続して措置された場合は、令和7年12月以降、当該補助事業への申請を行う際に、「生乳需給安定クロスコンプライアンスの運用について」（令和7年2月28日付6畜第3109号農林水産省畜産局長通知。以下「局長通知」という。）第4の規定に基づき、自らの全出荷乳量（複数の出荷先がある場合には全ての出荷先への出荷乳量の合計。自家消費等は除く。）に応じた拠出金を、局長通知第2（3）に定める認定生乳需給安定化事業に、当該事業の運営団体等が定める単価や拠出方法等に従い、補助事業の申請を行う月の前々月までの12か月間[※]分を納付していることが要件となることを理解し、令和7年4月の生乳出荷分から拠出金の納付を行います。

※ 令和8年10月までに申請を行う場合には、令和7年10月以降、申請を行う月の前々月までの期間

- ・ 国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業のうち国産チーズ生産奨励等事業
- ・ バター・脱脂粉乳需給不均衡及び生乳流通改善緊急事業のうち生乳流通改善緊急事業
- ・ バター・脱脂粉乳需給不均衡及び生乳流通改善緊急事業のうちバター・脱脂粉乳需給不均衡改善緊急事業
- ・ 酪農経営支援総合対策事業のうち中小酪農等対策事業
- ・ 乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業
- ・ 酪農経営支援総合対策事業のうち酪農労働省力化対策事業（楽酪GO事業）
- ・ 畜産・酪農収益性強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）
- ・ ICT化等機械装置等導入事業（畜産ICT事業）

② 農林水産省及び生乳需給安定クロスコンプライアンスの対象補助事業の実施に携わる団体・事業者が、

- ① 本チェックシートで申告された情報を取得すること
- ② 生乳需給安定クロスコンプライアンスの実施に必要な範囲で利用することに同意します。

① 拠出金の納付の意思を有しているか、確認事項の記載内容を申請者自身で確認した上でチェックしてください。

② 内容を申請者自身で確認した上で、チェックしてください。

生乳需給安定クロスコンプライアンスの実施に当たり、提供いただく個人情報を利用する場合があります、この個人情報の取得・利用に同意をお願いします。

※補助事業の実施要綱・要領で様式を確認してください。

「拠出実績」のクロコンのチェックシート（対象補助事業①～⑧）

【裏面】

3 確認事項（チェックボックスにチェックしてください。）

セ 畜産局長が認定した生乳需給安定化事業に対して、当該事業の運営団体等が定める単価や拠出方法等に従い、本補助事業の申請を行う月の前々月までの12か月間*の自らの全取引乳量（複数の取引先がある場合には全ての取引先への取引乳量の合計）に応じた拠出金の納付を行いました。

※ 令和8年10月までに申請を行う場合には、令和7年10月以降、申請を行う月の前々月までの期間

ソ 以下の（1）～（3）の内容について、同意します。

（1）農林水産省や（独）農畜産業振興機構、地方公共団体・団体・事業者であって生乳需給安定クロスコンプライアンスの運用上で必要な者からの求めがあった場合には、生乳の生産量、自ら取引した数量及び経産牛飼養頭数が分かる資料、全ての取引乳量に基づき拠出金を納付していることが分かる伝票（乳代精算書、領収書、請求書等）を提出すること。

（2）農林水産省及び生乳需給安定クロスコンプライアンスの対象補助事業の実施に携わる団体・事業者が、

- ① 本チェックシートで申告された情報を取得すること
- ② 生乳需給安定クロスコンプライアンスの実施に必要な範囲で利用すること
- ③ 生乳需給安定化事業の運営団体等やこの団体等に拠出金の納付を行う生乳流通事業者及び関係団体に対して拠出金の納付実績の確認を目的として個人情報を提供すること。

（3）生乳需給安定クロスコンプライアンスの要件の違反があった場合には、補助金の返還を行うこと。

① 拠出金の納付を行っているか、確認事項の記載内容を申請者自身で確認した上でチェックしてください。
 なお、事業者が生産者に代わって拠出金を負担している場合であって、その負担されている分について確認できる場合には、ここにチェックしても問題ありません。

② 内容を申請者自身で確認した上で、チェックしてください。

（1）については、要件を満たすか確認するために、申請者に拠出金の納付状況を確認するための資料を求めることがあり、これに応じていただく旨を同意していただくものです。

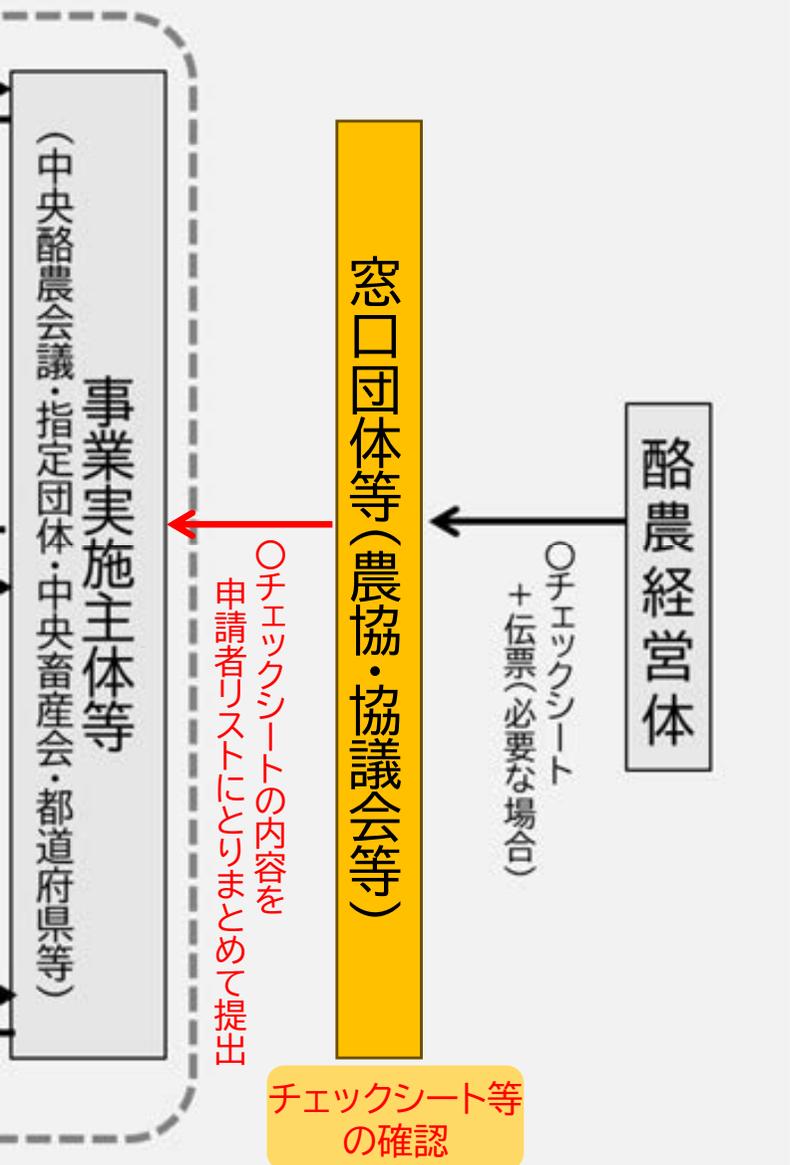
（2）については、生乳需給安定クロスコンプライアンスの実施に必要な範囲において、提出いただく個人情報を取得・利用することについて、同意していただくものです。

（3）については、生乳需給安定クロスコンプライアンスの要件を満たしていない場合、補助金の交付要件を満たしていないこととなり、その結果として補助金の返還となる場合があることを承知していただくものです。

※補助事業の実施要綱・要領で様式を確認してください。

況を確認

補助事業上の手続き



窓口団体等(農協・協議会等)

- 酪農経営体から提出された「チェックシート」について、
 - 必要事項の記入
 - 確認事項への同意がなされているかを確認してください
- 必要に応じて酪農経営体に確認資料の提出を求め、「チェックシート」の申告内容が正しいかを確認してください
【確認資料】
 - 生乳の生産量
 - 自ら取引した数量
 - 経産牛頭数が分かる資料
 - 全ての取引乳量に基づき拠出金を納付していることが分かる資料(注) 拠出実績は原則、拠出者リスト及び申請者リストに基づき確認するため、農林水産省や事業実施主体等から求めがない限り、確認資料の提出を求めません。
- 「チェックシート」の内容をとりまとめた申請者リストを事業実施主体等に提出してください

補助事業申請時に必要な手続き(窓口団体等)

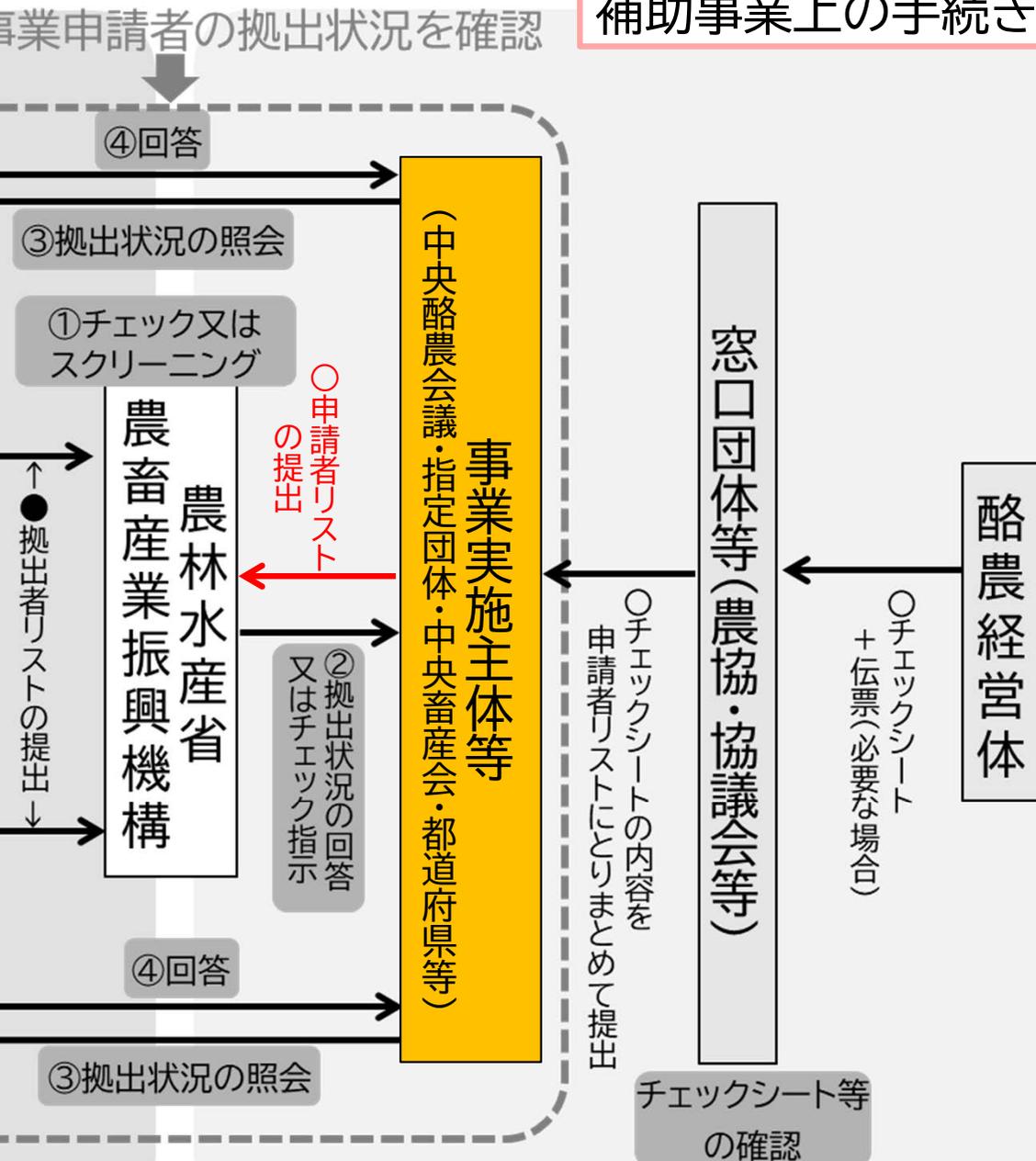
申請者リストのイメージ (「拠出意思」のクロコンの場合)

生産者No.	申請年月日	申請する補助事業名	牛の個体識別システム 農家コード(10桁)	生産者氏名 (法人の場合は会社名)	その他取引先 の有無	郵便番号	都道府県	市町村	市町村以下の住所	経産牛飼養頭数 (頭)	補助事業申請月の 3か月前の全取引乳量 (kg)	確認事項 への同意
記入例	RO.O. ○	○△×□事業	0123456789	農林 太郎	無	100-8950	東京都	千代田区	霞ヶ関1丁目2番 1号	60	50,000	○
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

※「拠出実績」のクロコンの申請者リストの様式は今後調整。

補助事業申請時に必要な手続き(事業実施主体等)

補助事業上の手続き



事業実施主体等

1 窓口団体等から提出を受けた**申請者リスト**を取りまとめの上、農林水産省や農畜産業振興機構(ALIC)に提出してください。

※提出先は補助事業によって異なります。

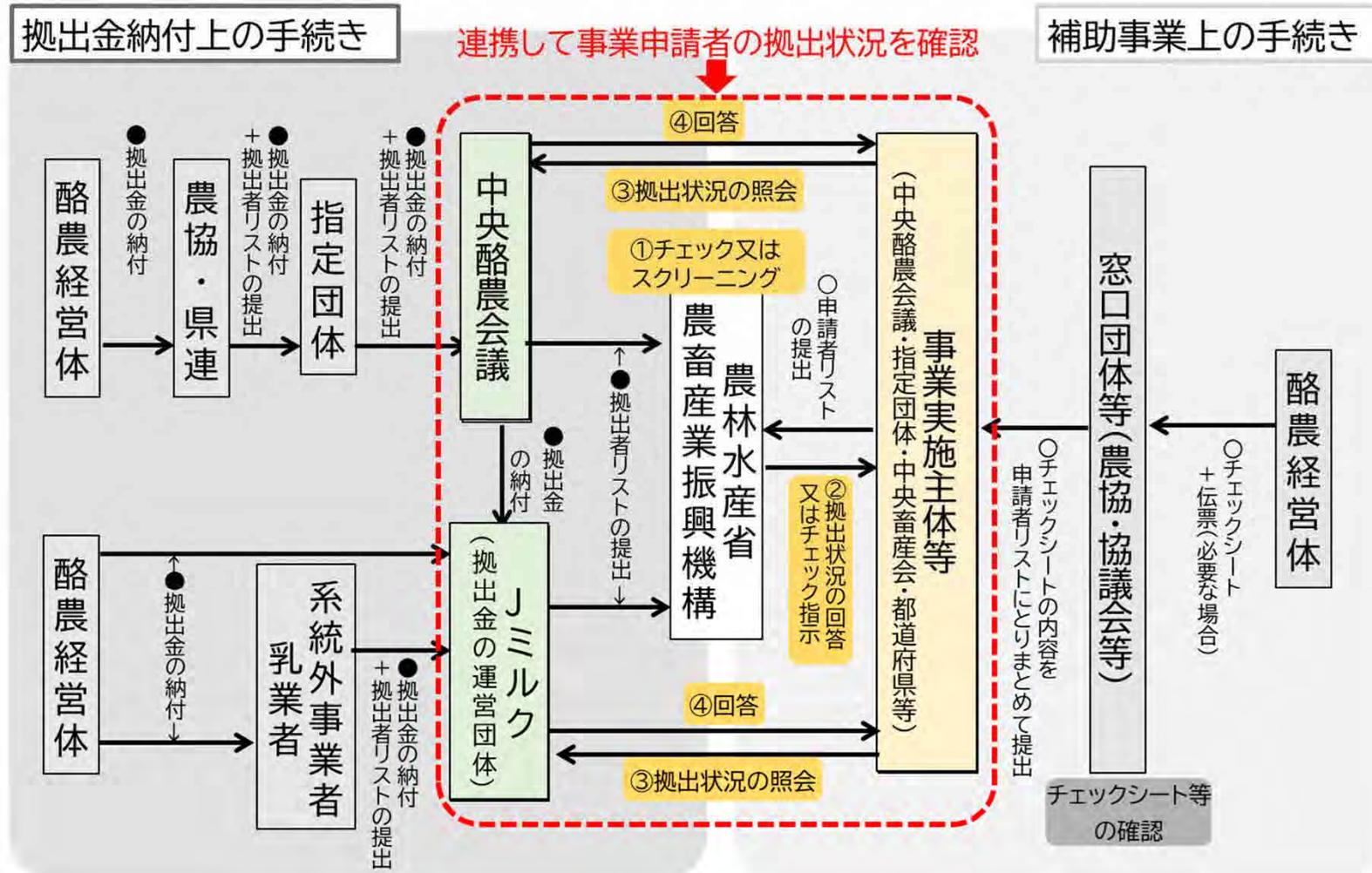
- ・①～④、⑥のALIC事業
⇒**農林水産省及びALIC**へ提出
- ・⑤、⑦、⑧の事業
⇒**農林水産省**へ提出。
- ・その他の事業については、都度要綱等で指定します。

Ⅲ－３ 拠出実績の突合



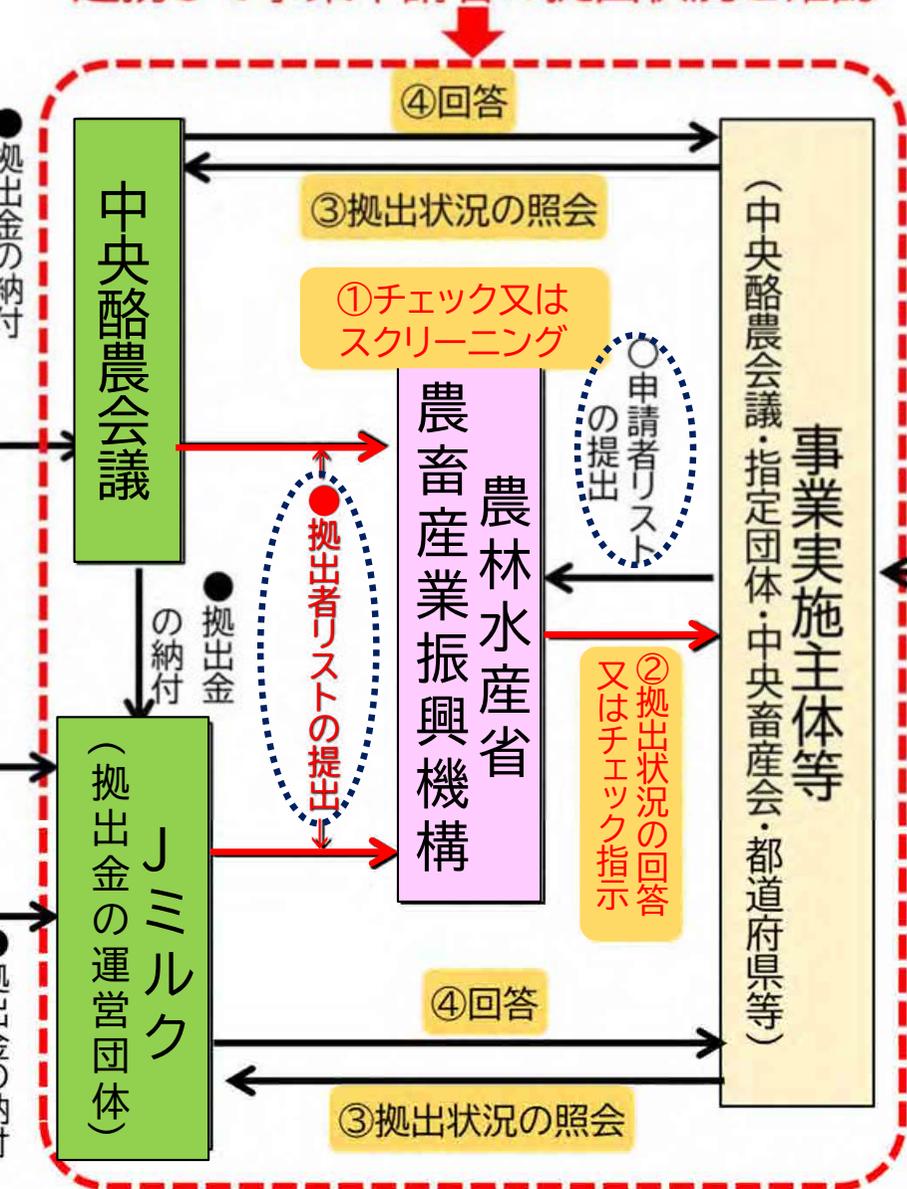
申請者の拠出実績の確認

- 事業に申請した酪農経営体が、全ての取引乳量に対し拠出金を納付していることを関係団体と連携の上、拠出実績のリストと補助金申請のリストを突合して確認します。



事業申請者の拠出状況の確認方法

連携して事業申請者の拠出状況を確認



中央酪農会議

Jミルク

1 拠出者リストを農水省及びALICに提出

事業実施主体等

1 申請者リストを農水省及びALICに提出

農水省及びALIC

1 申請者リストと拠出者リストを突合
→ 酪農経営体のすべての取引乳量に対する拠出状況
をチェック(①)

2 すべての取引乳量に対する拠出金の納付を確認できない酪農経営体があった場合など
→ 事業実施主体等へ、当該酪農経営体の拠出状況の
チェックを指示(②)(※農水省及びALICから直接中央酪農会議、Jミルクに確認する場合もある)

➡ 拠出実績を確認できない場合には交付しない

◆ 農林水産省畜産局牛乳乳製品課の特設ページ

URL: <https://www.maff.go.jp/j/chikusan/gyunyu/lin/kurokon.html>



◆ 生乳需給安定クロスコンプライアンスに係るお問い合わせ窓口

URL:
https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/seisan/c_gyunyu/kurokon_madoguchi.html

